

③長寿医療制度の調整交付金について

調整交付金は、国が後期高齢者医療広域連合に対して交付するものであり、国保や介護と同様、「普通調整交付金」と「特別調整交付金」の2種類がある。

○普通調整交付金・・・被保険者に係る所得の格差による広域連合間の財政の不均衡を是正

⇒ 交付の結果、同じ医療費水準であれば、広域連合全体の所得水準にかかわらず、同じ保険料水準となる。

〈平均的な所得水準の保険者〉

保険料		公費	
応能保険料(5%)	調整交付金 (8%)	定率国庫負担 (26%)	都道府県負担 (8%)
応益保険料(5%)			
支援金 (40%)			

〈所得水準の低い保険者〉

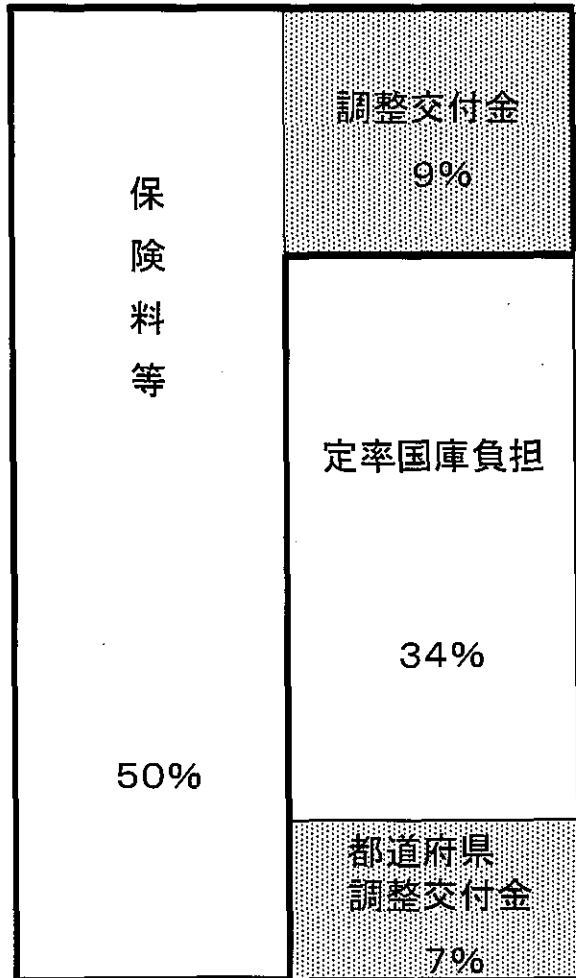
保険料		公費	
応能保険料	調整交付金	定率国庫負担 (26%)	都道府県負担 (8%)
応益保険料(5%)			
支援金 (40%)			

〈所得水準の高い保険者〉

保険料		公費	
応能保険料		調整交付金	定率国庫負担 (26%)
応益保険料(5%)			
支援金 (40%)		都道府県負担 (8%)	
		市町村負担 (8%)	

④市町村国保の調整交付金について

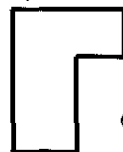
市町村国保の負担の概念図(全国ベース)



普通調整交付金(概ね7%分)

「調整対象需要額」－「調整対象収入額」の差額分を交付

左図の



の部分

・当該市町村の医療費水準、
所得水準に応じた理論上
の保険料収入

- ・全国レベルでの調整にあたり、当該市町村の保険給付費のうち本来保険料により賄うべきとされる額の合算額

特別調整交付金(概ね2%分)

・画一的な測定方法によっては措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付する。

・特別な事情としては、次のようなものがある。

- ア 災害等による保険料の減免額がある場合
- イ 原爆被爆者に係る医療費が多額である場合 等

都道府県調整交付金(7%分)

・都道府県が、都道府県内の市町村が行う国民健康保険の財政を調整するもの。